

暮らし

医療支援課からのお知らせ

■ひとり親家庭等医療費助成の延長申請
対象の方は引き続き助成を受けるための資格認定手続きを行ってください

■ひとり親家庭等医療費受給資格の有効期間が、平成25年3月31日で満了となった方で、子どもが20歳未満で学生または未就労などで親に扶養されている方

■延長期間 手続きをした月から、子どもが19歳になる方は平成26年3月31日まで、20歳になる方は20歳到達月の月末（1日生まれの方は前月末）まで

■必要書類 ●学生の場合 親の戸籍謄本、親と子どもの健康保険証、在学証明書または学生証（4月1日以降に証明を受けたもの。合格証明書・入学証明書は不可） ●未就労の場合 親の戸籍謄本、親と子どもの健康保険証、子どもを扶養している旨の申立書（申請時に記入）

■注意事項 次の場合は戸籍謄本が不要です ●4月中に延長申請手続きをする場合 ●5月以降に手続きをし、延長申請する子どものほかに受給資格を継続する子どもがいる場合 ●両親のどちらかが身体障がい1・2級で身体障害者手帳持参の場合 ※世帯の状況により、ほかの書類が必要になる場合があります

■小学生の入院に対する医療費助成
小学校卒業前まで（12歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の入院および訪問看護について助成を行っています。申請により市が発行する受給者証を医療機

公園グランド利用の受け付けと抽選会のお知らせ

【詳細】 道路維持課 ☎32-6491

■一般申し込み

5月から9月までは利用日前月に抽選を行います
抽選日：4月22日、5月20日、6月20日、7月22日、8月20日
抽選会場：市役所北3階会議室
いずれも10時から翌月分を受け付けし抽選会を行います
10月以降の利用については9月20日以降随時道路維持課（市役所3階）で受け付けます

■少年野球の申し込み

少年野球チームがグランドを利用する場合は事前に町内会と協議して日程を決めてから申し込みをしてください

■注意事項

●貸し出し回数は1回の受け付けで1人につき月3回以内で1回3時間以内 ●電話での受付不可 ●川沿公園は体育館利用に伴うグランド利用は事前に町内会協議が必要 ●No.1～No.6は日曜、祝日利用可 ●No.7～No.21、No.30は日曜、祝日の9時以降は、近隣住民に開放を優先するので、町内会と協議し了解を得てください ●No.5、No.9、No.32はサッカー、ソフト、相撲などの専用 ●No.11、No.19、No.21～No.31は大人の野球は不可 ●No.19は大人女子利用可 ●使用許可後でも町内会や市の行事を優先させる場合があります ●早朝は近所の方の迷惑になりますので大声を出さないでください ●通行の支障となる路上迷惑駐車はしないでください ●使用後はごみを必ず片付けてください ※詳細は市HP（道路維持課）をご覧ください

No.	公園名	住所	No.	公園名	住所
1	明野北公園	あけぼの町4丁目	17	鈴蘭公園	字錦岡
2	一本松公園A（道道側）	一本松町5番地	18	日吉運動公園	日吉町3丁目
3	一本松公園B（線路側）	一本松町5番地	19	のぞみ公園	のぞみ町1丁目
4	柏原1号公園	字柏原	20	凌雲公園	青雲町3丁目
5	柏原2号公園（サッカー）	字柏原	21	美園公園	美園町1丁目
6	糸井公園	しらかば町5丁目	22	市民文化公園	未広町3丁目
7	清川公園（9時～）	美原町2丁目	23	新生台公園	三光町4丁目
8	豊陵公園	柏木町2丁目	24	住吉公園	住吉町2丁目
9	たくみ公園（ソフト）	新開町4丁目	25	双葉町1号公園	双葉町1丁目
10	勇払友達公園	字勇払	26	澄川公園	澄川町2丁目
11	あけの公園	明野新町3丁目	27	西野公園	大成町2丁目
12	植苗ファミリー公園	字植苗	28	花園公園	花園町3丁目
13	花畔（かはん）公園	字沼ノ端ウナイ団地内	29	緑葉公園	拓勇東町2丁目
14	沼ノ端中央公園	東開町3丁目	30	川沿公園	川沿町4丁目
15	草笛公園（6時30分～）	日新町6丁目	31	白金公園	白金町2丁目
16	すこやか公園	ときわ町3丁目	32	かもめ公園（相撲）	汐見町1丁目

関へ提示し、助成を受けてください

申 4月1日(月) 医療支援課、勇払

のぞみ出張所へ直接 医療支援課 ☎(32)6416

未熟児養育医療給付の申請先が変わります

母子保健法の一部が改正され、4月1日から未熟児養育医療給付の申請窓口が、北海道から市に変更となります

■未熟児養育医療とは

出生時の体重が2kg以下または身体の発育が未熟のまま出生した子どもで、指

定医療機関へ入院し、養育を行う必要のある子どもに対して、医療の給付を行う制度です

申 4月1日(月) 医療支援課、勇払

のぞみ出張所へ直接 医療支援課 ☎(32)6416

林野火災防止にご協力を!!

●野山でのたき火、喫煙はしない ●山林で火入れの際は緑地公園課で許可を受け、併せて消防本部に届け出る ●入林の際は森林所有者から「入林承認」を受

広告